

平成21年度 第3回練馬区文化財保護審議会 会議記録

○開催日時

平成21年11月16日（月）午後2時～3時

○開催場所

練馬区役所本庁舎19階 1905会議室

○出席者

出席委員5名

柴辻副会長、漆澤委員、品田委員、古川委員、三田村委員

区側出席 6名

課長、その他職員5名

○議事等

(1) 審議事項 平成21年度指定文化財・登録文化財の諮問案件の答申案について

(2) 報告事項

○公開の可否

原則公開（傍聴人：0人）

○配布資料

資料 平成21年度練馬区文化財保護審議会答申案

参考 練馬区文化財登録・指定基準

○事務局

教育委員会生涯学習部生涯学習課文化財係

TEL 5984-2442

会議の概要

柴辻副会長

ご出席いただきましてありがとうございます。松下会長から本日は都合により欠席するとの連絡がありました。このため、練馬区文化財保護条例施行規則第12条4項の規定により、副会長の私が代行いたします。

生涯学習課長

(挨拶)

事務局

(会議の成立について)

柴辻副会長

それでは平成21年度第3回の審議会を開催します。議事に入る前に事務局から連絡がございましたらお願いします。

事務局

本日の資料は、「答申案」と「登録・指定基準」になります。

柴辻副会長

それでは、議事に入りたいと思います。

審議事項といたしまして、平成21年度指定・登録文化財の答申案の検討をしたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

生涯学習課長

それでは、答申案がお手元にあるかと思いますが、各担当よりご説明させていただきます。

事務局

1 文化財を指定することについて（「No.1 愛染院文書」の説明）
審議結果、「基準」第2の1（4）エ該当により指定に値する。

柴辻副会長

それでは質問がありましたら、お願いします。

古川委員

説明文と関係ありませんが、お寺の場合、山号・寺号がありますが、愛染院の場合はそういったものはついておりますか。

柴辻副会長

普通は山号・院号・寺号と三つ並べますが。

事務局

山号・寺号ともついておりますが、詳細は確認いたします。
（後日確認：山号は練月山、寺号は観音寺）

柴辻副会長

他にございますか。

漆澤委員

手続きに関わる文書55点と免状など3点とありますが、これを一括して愛染院文書として認めていますが、前者の55点と後者の3点との因果関係をご説明いただければと思います。

事務局

直接的な因果関係はございませんが、登録時は当初、愛染院の朱印状とそれに伴う関連文書として登録を考えておりました。審議会の視察の際に、実際に文書を拝見しましたところ、他の3点を含む愛染院所蔵の文書をすべて一括して登録したほうがよいということになりました。

漆澤委員

朱印状とその関連文書と記載があると、双方に関連性があるかと思ってしまうので質問したのですが、登録の際にそのようになったのであれば、特に問題ございません。

柴辻副会長

3点は本山からの免状という意味では、全く関係が無い訳ではないですね。

事務局

はい、そうです。

柴辻副会長

以上でよろしいでしょうか。それでは次をお願いします。

事務局

1 文化財を登録することについて（「No. 1 丸山東遺跡出土の石棒」の説明）
審議結果、「基準」第1の1（5）該当により登録に値する。

第1回の審議会では、遺存状態がよい1本のみを登録対象として資料をお出ししましたが、前回の視察の際に、2点を一括して登録したほうがよいというご意見がありましたので、変更しております。

柴辻副会長

ご質問がございましたら、お願いします。

事務局

これにつきましては、第1回の審議会の際に、森委員より「一括して登録しなくてよいのか」というご質問がございました。また第2回の視察の際に副島委員をはじめ「一括して登録したほうがよい」というご意見をいただき、変更した経緯がございます。

柴辻副会長

今回、石棒が2本載った新しい写真が示されております。現物も視察の際に、2本とも見せていただきました。第1回の資料を修正しているようですが、いかがでしょうか。

古川委員

基本的な質問なのですが、こういう場合は、所在地という書き方をするのですか。

事務局

所在地は練馬区役所になっておりますが、登録文化財は、以前は郷土資料室が所在地になっておりましたが、現在は閉鎖しております。ふるさと文化館を建設中ということで、郷土資料室の所在になっていたものを、便宜上、練馬区役所の住所にさせていただいております。ふるさと文化館ができ上がったときには、再度所在地が変更になる可能性があります。

柴辻副会長

では、他の郷土資料室が持っていた文化財も練馬区に変更になっているのですね。再度、練馬区からふるさと文化館へ変更になることもあるわけですね。

事務局

はい。

柴辻副会長

この丸山東遺跡は時期や特徴など、どういった性格の遺跡ですか。

事務局

立地は白子川の氾濫源と河岸段丘に位置する遺跡で、外かく環状道路建設に先立った発掘調査で発見された遺跡です。特徴としては、縄文時代では中期後葉の土坑が多く見つかり、遺跡の時期としては、旧石器・縄文・弥生・古墳・中世の複合遺跡です。

補足として、遺存状態が悪い1本については、土が付着した状態で保存処理をしているために、色が均一ではありません。土そのものも石棒に付着している状態です。

柴辻副会長

他に何かございますか。では次に進みたいと思います。

事務局

（「No. 2 谷原の庚申塔」の説明）

審議結果、「基準」第1の3(1)が該当により登録に値する。

柴辻副会長

ではご質問をお願いします。

三田村委員

種別は有形民俗文化財ということですが、有形文化財ではなく有形民俗文化財とした基準はありますでしょうか。現在でも庚申信仰は続いているのでしょうか。

事務局

この物件に直接関わる庚申講などは途絶えております。

三田村委員

信仰が続いている場合は、有形民俗文化財でも良いと思いますが、信仰は既に途絶えているにも関わらず、有形民俗文化財に登録する理由は何でしょうか。

事務局

練馬区の基準で、今まで信仰に使用されていた庚申塔や板碑などは、種別を有形民俗文化財として扱ってきております。文化財登録・指定基準(参考資料)に記載されているものに則ったかたちになります。

三田村委員

他では庚申塔は有形文化財として扱っているところが多いと思います。有形民俗文化財として扱っているところもありますが、一般的には有形文化財として扱うことが多いと思います。

柴辻副会長

今まで練馬区でも庚申塔を何点か登録してきておりますが、過去に信仰形態があったということで全て有形民俗文化財として扱ってきています。

三田村委員

過去に信仰があったということになると、あらゆるものが有形民俗文化財になってしまうと思えますが。

事務局

確認させていただきます。現在まで信仰が残っているものに関しては有形民俗文化財で、過去に信仰があっても信仰が途絶えてしまっているものに関しては有形文化財ということで、同じ庚申塔でも信仰が継続しているか否かで種別を分けるということが考えられますか。

三田村委員

私の認識としては、そう思っておりました。現在でも庚申塔を支える母体が生きていれば、庚申塔は生きている民俗の中の物象なので、有形民俗文化財という認識を持っています。

柴辻副会長

現在、信仰が生きているか否かの確認は、難しい面もありますが。

三田村委員

こちらの谷原の庚申塔に関してはどうでしょうか。

事務局

信仰は途絶えていると思われます。所有者がお正月などにお供え物をする程度と聞いています。

品田委員

庚申塔を有形文化財という扱いにすると、基準についても考えることとなります。

生涯学習課長

現在の条例ですが、「練馬区文化財保護条例 第2条(4) 風俗慣習または民俗芸能に用いられる衣服、器具、家屋その他物件で、生活の推移の理解のために欠くことができないものを有形民俗文化財という」とあります。

三田村委員

そうすると、現在伝承されている風俗・民俗ということですね。平安時代や室町時代の風俗・民俗は民俗文化財に入っていないですね。歴史資料と民俗資料の区別はどこにあるのでしょうか。

事務局

美術的、技術的価値のあるものは有形文化財としておりましたが、条例は細かい記述になっていません。

品田委員

個人的な感想をいうと、過去の信仰が復活する可能性があるものに関しては、有形民俗文化財としていたと思います。信仰が復活するたびに、有形文化財から有形民俗文化財へ移行するのもむずかしいと思われます。統一的な解釈が示されていたとすれば、合わせたほうがよいと思いますが、その際は条例や基準などを変更するという必要かと思います。現在は、基準に沿って扱っているということであれば、今の段階で種別を変更することはむずかしいかもしれません。

事務局

確かに線引きが曖昧な部分がありますので、今後検討させていただきたいと思います。

柴辻副会長

ではこの件は、検討していただくことということで、他に何かございますか。では次に進みたいと思います。

事務局

(「No. 3 井口家の屋敷林」の説明)

審議結果、「基準」第1の7該当により登録に値する。

柴辻副会長

前回の視察の際には現場を見ておりますが、この件に関してはいかがでしょうか。

古川委員

見たところ、推定樹齢が300年近くありそうでしたが、切ってみないとはっきりしませんね。

品田委員

大きくなると、樹はあまり育たなくなるので、300年くらい経っているかもしれません。ドリルで樹に穴を開けると分かるのですが、それはできませんので、推定になります。

柴辻副会長

武蔵野の屋敷林の典型的な特徴とは、樹木が密集しているということですか。

事務局

そうです。

漆澤委員

天然記念物というと、樹そのものの価値を認めるということに留まってしまうように感じます。実際には、屋敷を守る防風林として役割を評価されるべきだと思います。基準の中では他に該当するものがないようなので、これでよいと思いますが、樹そのものが樹齢何百年という価値でよりも、役割として価値をクローズアップするのであれば、何か他の基準を今後は検討してもよいのではないかと思います。

品田委員

一般的には、他に価値を認める場合には、天然記念物および名勝などと表記する方法があります。

三田村委員

屋敷林は人工的に作り上げたものですから、民俗文化財にもあたるかと思います。

品田委員

基準に対するご意見が色々出ているので、一度基準の見直しをした方がよいかもしれませんね。国、都、区の基準で違っている所もありますね。

事務局

基準は昭和62年に作ったものなので、時代ともに少しずつ生じてきているところもあると思います。

井口家の屋敷林について補足しますと、一昨年、内田家の屋敷林は天然記念物として指定になりました。登録文化財で屋敷林は他にはありませんし、地域的にも関町には文化財が少ないので、今回あげさせていただいております。屋敷と林の要素で天然記念物として扱っております。

三田村委員

林としても価値は、樹一本一本が古いので価値があるということではなく、どちら向きに植えていて、風から屋敷を守っていることに価値があると思います。人がどうやって、何のために植えて、どの樹を選んだかということが、そこに住む人の暮らしを守り、豊かにしてきたものであるので、民俗文化財的な価値のほうが合うように思います。

品田委員

天然記念物の中には、このような林もあり、社叢もあります。神木を指定しているものもありますが、そういったものは民俗文化財にあたりますでしょうか。

三田村委員

一本一本単独の場合は、樹自身に価値があるので、天然記念物なのかと思います。社叢も人の手が入っているといても、全く一から作り上げたものではありません。屋敷林の場合は、人の手で作りあげたものです。

品田委員

こちらの屋敷林は、イヌシデが多いので、実際に自生していたものも多く使用されて

いる可能性があります。天然記念物としても価値があることは間違いないと思います。それと同時に民俗文化財としての価値があるということであれば、追加する必要があることも含めて指定基準の見直しを考える必要があると思います。但し、変更するのであれば、以前指定・登録されているものも変更する必要があるので、慎重に進めたほうが良いと思います。

柴辻副会長

こちらも基準に関しては、検討の余地が残りましたが、答申案そのものについてはいかがでしょうか。

品田委員

今までの基準に関して、整合性がとれていないものはどれぐらいあるでしょうか。

事務局

確認して、準備ができ次第ご報告したいと思います。

柴辻副会長

では、基準の見直しに関しては、改めて検討する機会を持ちたいと思います。

では、審議項目は以上でございます。事務局から何かございますか。

生涯学習課長

今回の審議会は、教育委員会への答申の取りまとめと実際の答申になります。既にご通知しましたが、12月25日に開催予定の第4回の審議会は、会長のご都合により急遽変更させていただく予定でした。その後、再度調整した結果、予定通り12月25日の開催が可能になりましたが、ご都合はよろしいでしょうか。

(全員賛同)

それでは、予定通り12月25日金曜日の午後で宜しく申し上げます。

柴辻副会長

以上で審議会を終了します。有難うございました。

(閉会)

資料 答申案 (個人情報を含む文書のため省略)

練馬区文化財登録・指定基準

昭和62年3月20日

練教社発第261号

練馬区文化財保護条例（昭和61年3月練馬区条例第26号）第6条第1項の規定による文化財の登録および第8条第1項の規定による文化財の指定は、この基準により行う。

第1 練馬区登録文化財

1 練馬区登録有形文化財

(1) 建造物

建築物（社寺、住宅、公共施設等）およびその他の工作物（石塔・鳥居等）の建造物遺構およびその部分ならびに建造物の模型等でつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 地域的または流派的特色のあるもの

イ 歴史的または学術的価値のあるもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

ア 絵画史上、彫刻史上、工芸史上または地域的文化史上意義のあるもの

イ 題材、品質、形状、技法等の点で特色のあるもの

(3) 書跡・典籍

ア 書道史上、印刷史上または地域的文化史上意義のあるもの

イ 歴史的または学術的価値のあるもの

(4) 古文書

ア 地域的文化史上意義のあるもの

イ 歴史的または学術的価値のあるもの

(5) 考古資料

各時代の遺物で歴史的または学術的価値のあるもの

(6) 歴史資料

ア 歴史上の事象に関する遺品で地域的または学術的価値のあるもの

イ 歴史上の人物に関する遺品で地域的または学術的価値のあるもの

2 練馬区登録無形文化財

(1) 芸能

演劇、音楽、舞踊その他の芸能または芸能の構成上重要な要素をなす技法のうちつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 芸能史上意義のあるもの

イ 地域的または流派的特色のあるもの

(2) 工芸技術

陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工その他の工芸技術のうちつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 工芸史上意義のあるもの

イ 地域的特色のあるもの

3 練馬区登録有形民俗文化財

(1) つぎに掲げる有形民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において区民の生活文化の特色を示すものまたは学術的価値のあるもの

ア 衣服、装身具、飲食用具、家具調度、家屋等衣食住に用いられるもの

イ 農具、魚猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等生産または生業に用いられるもの

ウ 運搬具、舟、車等交通、運輸または通信に用いられるもの

エ 計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等交易に用いられるもの

オ 祭祀具、法会具、社祠、庚申塔、富士塚等信仰に用いられるもの

カ 贈答用具、警防用具等社会生活に用いられるもの

キ 暦類、医療用具、教育施設等民俗知識に関して用いられるもの

ク 衣装、楽器、面、人形、玩具、舞台等民俗芸能、娯楽または遊戯に用いられるもの

ケ 冠婚葬祭用具、産育用具等人の一生に関して用いられるもの

コ 正月用具、節供用具、盆用具等年中行事に用いられるもの

(2) 有形民俗文化財の収集で、その目的および内容等がつぎのアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 生活階層等の特色を示すもの

オ 職能の様相を示すもの

4 練馬区登録無形民俗文化財

(1) 風俗慣習

年中行事、祭礼、法会等でつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 地域の生活文化の特色を示すもの

イ 歴史的または学術的価値のあるもの

(2) 民俗芸能

ア 芸能の発生、成立または変遷過程を示すもの

イ 地域的特色を示すもの

(3) 民俗技術

ア 生活文化の特色を示し、技術的に優秀なもの

イ 地域的特色を示すもの

5 練馬区登録史跡

つぎに掲げるもののうち歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、学術的価値のあるもの

ア 住居跡、古墳その他集落、生産、埋葬に関する遺跡

イ 城跡、古戦場、役所跡その他政治に関する遺跡

- ウ 社寺跡、経塚その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 私塾、寺子屋、学校その他教育学芸に関する遺跡
- オ 屋敷跡、居宅跡等その他居住に関する遺跡
- カ 薬園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
- キ 街道、一里塚、宿場跡、市場跡その他産業、交通、土木に関する遺跡
- ク 墓および碑等
- ケ 由緒ある旧宅、園地、井泉、樹木等

6 練馬区登録名勝

- 公園、庭園、橋梁、河川等のうちつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの
- ア 風致景観の優れたもので名所として著名なもの
- イ 芸術的または学術的価値のあるもの

7 練馬区登録天然記念物

- 植物（自生地を含む。）、動物（生息地、繁殖地および渡来地を含む。）および地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）のうち、区の自然を記念するもので学術的価値のあるもの

第2 練馬区指定文化財

1 練馬区指定有形文化財

(1) 建造物

- 練馬区登録有形文化財の建造物のうちつぎのアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 地域的または流派的特色の顕著なもの
- イ 歴史的または学術的価値の高いもの
- ウ 意匠的または技術的に優秀なもの

(2) 絵画・彫刻・工芸品

- 練馬区登録有形文化財の絵画、彫刻、工芸品のうち重要なものまたは製作が優秀なもの

(3) 書跡・典籍

- 練馬区登録有形文化財の書跡、典籍のうちつぎのアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 書跡類のうち書道史上または地域的文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本およびこれに準ずる写本または版本類（版木を含む。）で文化史上重要なもの
- ウ 書跡類および典籍類で系統的にまとまって伝存し、歴史的または学術的価値の高いもの

(4) 古文書

- 練馬区登録有形文化財の古文書のうちつぎのアからエまでのいずれかに該当するもの
- ア 古文書類のうち歴史上重要なもの
- イ 日記、記録類（絵図または系図類を含む。）のうちその原本またはこれに準ずる

写本で歴史上重要なもの

ウ 木簡、印章、金石文等のうち記録性が高く学術的価値の高いもの

エ 古文書類、日記、記録類等のうち歴史的または系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの

(5) 考古資料

練馬区登録有形文化財の考古資料のうち歴史的または学術的価値の高いもの

(6) 歴史資料

練馬区登録有形文化財の歴史資料のうち歴史的または学術的価値の高いもの

2 練馬区指定無形文化財

(1) 芸能

練馬区登録無形文化財の芸能のうちつぎのアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 芸能史上重要なもの

イ 地域的または流派的特色の顕著なもの

ウ 芸術的価値の高いもの

エ 芸能の構成上、重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

練馬区登録無形文化財の工芸技術のうちつぎのアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 工芸史上重要なもの

イ 地域的特色の顕著なもの

ウ 芸術的価値の高いもの

3 練馬区指定有形民俗文化財

練馬区登録有形民俗文化財のうちその特色または様相等がつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 地域の生活文化を知る上で重要なもの

イ 歴史的もしくは学術的価値の高いもの

4 練馬区指定無形民俗文化財

練馬区登録無形民俗文化財のうちその特色等がつぎのアまたはイのいずれかに該当するもの

ア 地域の生活文化を知る上で重要なもの

イ 歴史的もしくは学術的価値の高いもの

5 練馬区指定史跡

練馬区登録史跡のうち歴史的または学術的価値の高いもの

6 練馬区指定名勝

練馬区登録名勝のうち芸術的または学術的価値の高いもの

7 練馬区指定天然記念物

練馬区登録天然記念物のうち学術的価値の高いもの

付 則

この基準は、昭和62年3月20日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。